

さ情審査答申第131号  
平成28年9月29日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 池 上 純 一

### 答 申 書

平成27年9月2日付けで貴職から受けた、「都都計交第326号、608号に係る国、県との確認等に関する行政情報（行政情報開示決定等期間延長通知書）」（以下「本件対象行政情報」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）に対する異議申立てに係る諮問について、次のとおり答申します。

#### 第1 審査会の結論

本件異議申立てに係る、平成27年7月2日付け都都計交第799号によりさいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

#### 第2 異議申立人の主張の要旨

##### 1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、不開示情報の開示を求めるものである。

##### 2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、おおむね以下のとおりである。

- (1) 平成27年4月28日に「羽田空港の機能強化に関する動向等に関する行政情報（ホームページで公開されているものを除く。）」の行政情報公開請求を行ったところ、同年5月12日付け都都計交第326号「行政情報開示決定等期間延長通知書」（以下「期間延長通知書」という。）が届き、その後、同年6月11日付け都都計交第608号「行政情報一部開示決定通知書」が届いた。
- (2) 期間延長通知書に記載された延長の理由は、請求した行政情報は国及び県の確認が必要で、その調整に日数を要するとのことであったため、

当該確認に関する行政情報について開示を求めた。

- (3) 開示されたのは、交通政策課職員が国土交通省及び埼玉県とのやり取りをまとめたメモで、不開示の部分が多いが、当該メモは、開示の公益性が高く、本件不開示情報は条例第7条第6号に該当しない。

### 第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、理由説明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のとおり説明している。

- 1 本件異議申立ては、平成27年4月28日の行政情報開示請求に対し、同年5月12日付け都計交第326号により開示決定等の期間を延長し、その後、同年6月11日付け都計交第608号により一部開示決定をする際、国土交通省及び埼玉県に開示する情報について確認した事項をまとめた行政情報の一部開示に対するものである。
- 2 対象となる行政情報として、国土交通省や埼玉県に開示する情報を確認した「行政情報開示に係るメモ」を特定した。このメモは、6月8日までに国土交通省や埼玉県と複数回電話で確認した事項を本市担当者がパソコンで作成したもので、担当と上司で情報を共有し、開示決定の参考としたものである。
- 3 本件処分に係る開示請求に伴い、国土交通省及び埼玉県にメモの内容を確認したところ、文書表現について言葉が不足しており「誤解を招くおそれがある」ということから、開示の合意が得られない部分があり、また、このメモの全てを開示することにより、国土交通省及び埼玉県との協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがあるため、さいたま市情報公開条例第7条第6号に該当するため一部開示とした。

### 第4 審査会の判断の理由

- 1 本件対象行政情報について

本件対象行政情報は、期間延長通知書及び平成27年6月11日付け都計交第608号「行政情報一部開示決定通知書」に係る国(国土交通省)、埼玉県との確認等に関する行政情報である。実施機関は、この行政情報として担当職員が作成した「行政情報開示に係るメモ」を特定し、条例第7条第6号の規定に基づき一部を不開示とし一部開示決定を行ったが、異議申立人はこの行政情報の開示の公益性は高いとして異議申立てを行ったものである。

- 2 本件処分の妥当性について

実施機関は、平成27年4月28日付けで異議申立人から開示請求のあ

った「羽田空港の機能強化に関する動向等に関する行政情報（ホームページで公開されているものを除く。）」に対して、条例第13条第2項の規定に基づき開示決定等をしなければならない期間を期間延長通知書を発した上で延長し、平成27年6月11日付けで一部開示決定を行った。本件対象行政情報として実施機関が特定した「行政情報開示に係るメモ」には、実施機関が行った異議申立人からの行政情報開示請求に対する開示決定等期間延長及び一部開示決定に関連する情報開示への国及び埼玉県の間違った考え方が記述されている。

実施機関は国及び埼玉県の考え方を当該メモにまとめたが、記載されている事項について、国からは、内容に齟齬があるとして、埼玉県からは、開示に係る実施機関との考え方に相違がある内容が記載されている情報開示には反対との意思が示された。

当審査会では、当該メモの見分を行い、また実施機関からの聴き取りにより国及び埼玉県の主張を確認したところである。当該メモは6月8日までに国及び埼玉県と複数回電話で確認した事項を実施機関の担当者がパソコンで作成し、担当者とその上司で情報を共有し、開示決定の参考としたとのことである。

行政事務においては、日常において関係行政機関の相互で様々な協議、照会等がなされる。本件対象行政情報は、同様に様々な協議、照会等が行われ、それについて国及び埼玉県の考え方を実施機関がとりまとめたメモである。

国の考え方のまとめについて国と実施機関との間に齟齬がある。具体的には、一部不開示と判断した理由の文書表現について、言葉が不足しており「誤解を招くおそれがある」ということから、開示の合意が得られていない部分があるとのことである。このようなとき、国と実施機関の間に齟齬のある情報の開示による悪影響は避け難い。半面において、国と実施機関の間に齟齬のある情報は、協議、照会等の結果を正確に表すものではない。

埼玉県の考え方についてのまとめに関しては、埼玉県と実施機関の間に開示に係る考え方の相違があり、埼玉県は開示に反対の意思を表明している。

以上、開示による国及び埼玉県との協力関係又は信頼関係の継続的な維持・確保への支障は避け難く、国及び埼玉県とまとめ方の一部に齟齬もある考え方を開示することにより生じる不利益は、開示による利益に比較しても大きいと判断されるので、実施機関が条例第7条第6号の規定に基づき不開示としたことは妥当である。

- 3 以上の次第であるから、当審査会は、異議申立てに理由がないので、前記第1のとおり答申するものである

#### 第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成27年 9月 3日	諮問の受理（諮問第382号）
②	同 年 9月10日	実施機関から理由説明書を受理
③	同 年 10月15日	審議
④	平成28年 7月21日	実施機関からの意見聴取及び審議
⑤	同 年 9月15日	審議

#### さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学教授
委 員	石 川 和 子	弁護士
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
委 員	岡 本 弘 哉	弁護士 平成27年10月21日退任
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	吉 田 聰	弁護士 平成27年10月22日就任

(五十音順)